

亀山市告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21898
- 3 路線名 南野6号線
- 4 道路の区域

区 間		延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
起 点	終 点			
南野町804番 1地内	南野町804番 1地内	42.70	最小	6.00
			最大	13.00

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21899
- 3 路線名 川合34号線
- 4 道路の区域

区 間		延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
起 点	終 点			
和田町字下前田 879番37地 内	川合町字山城 1534番5地 内	116.00	最小	6.00
			最大	12.95

第 3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 9 0 0
- 3 路線名 川合 3 5 号線
- 4 道路の区域

区 間		延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
起 点	終 点			
川合町字山城 1 5 3 4 番 5 地 内	和田町字土地元 7 5 4 番 1 地内	8 9 . 2 0	最小	6 . 0 0
			最大	9 . 4 0